

○ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の規定に基づく立入調査等に関する訓令

(平成15年5月27日島根県警察訓令第21号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則（平成9年島根県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入調査等を行う警察職員の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等の基本)

第2条 立入調査等は、利用カードの販売に関し、島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号。以下「条例」という。）の目的を達成するため必要な限度において行わなければならない。

(報告の要求)

第3条 条例第28条第2項に規定する報告は、報告要求書（様式第1号）により徴するものとする。

(立入調査員の指定等)

第4条 生活安全部少年女性対策課長（以下「少年女性対策課長」という。）及び警察署長は、所属の少年警察担当職員の中から条例第28条第2項に規定する立入調査等を行う警察職員（以下「立入調査員」という。）をあらかじめ指定するものとする。

2 警察署長は、前項の指定をしたときは、少年女性対策課長に報告するものとする。

3 少年女性対策課長は、立入調査員に立入調査員証を交付するものとする。

4 少年女性対策課長は、立入調査員証交付台帳（様式第2号）を作成し、交付の状況、指定及び解除の状況を明確にしておかなければならない。

5 少年女性対策課長は、立入調査員に対し、立入調査に必要な教養を行わなければならない。

6 立入調査員は、立入調査員証を適正に管理しなければならない。

(指定の解除)

第5条 少年女性対策課長は、立入調査員の配置換え等があったときは、指定を解除するものとする。

2 指定を解除された警察職員は、立入調査員証を少年女性対策課長に返還しなければならない。

(立入調査等の留意事項)

第6条 立入調査等の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 利用カード販売業者の営業所等の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。

(2) 立入調査はできるだけ短時間で行い、正当に営業をしている者に対し無用の負担をかけることのないようにすること。

(立入調査等の報告)

第7条 立入調査員は、立入調査等を行ったときは、書面によりその状況を少年女性対策

課長に報告しなければならない。

- 2 少年女性対策課長は、立入調査等の結果、指導等の必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講じるものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成19年9月14日島根県警察訓令第29号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 〔略〕